

桜井宇陀広域連合広域計画

令和3年3月

桜井宇陀広域連合

桜井宇陀広域連合広域計画

(計画期間 令和3年度～7年度)

1、はじめに（沿革）

(1) 広域連合について

桜井宇陀広域連合（以下「広域連合」という。）は、平成9年3月に奈良県東部に位置する桜井宇陀地域（以下「圏域」という。）を構成する桜井市・大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村・曾爾村・御杖村の1市3町3村（以下「構成市町村」という。）により、圏域の広域行政を推進し、地域の特性をいかした個性豊かな活力ある圏域づくりを実現するため設立された。その後、平成18年1月に大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村が合併し、新しく宇陀市が誕生したことにより、現在は桜井市・宇陀市・曾爾村・御杖村2市2村（以下「構成市村」という。）により構成されている。

(2) 広域計画の背景について

広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域連合の設立に伴い策定され、第1次計画（平成9年度～平成13年度）から第5次計画（平成28年度～令和2年度）にわたり基本的に5年毎に見直しを行ってきたが、現在の広域計画に至るまでには、「桜井宇陀広域市町村圏計画」と「桜井宇陀ふるさと市町村圏計画」が策定され、これらに基づき圏域の一体的、総合的な地域振興のための取り組みが進められてきた経緯がある。

① 広域市町村圏計画

「桜井宇陀広域市町村圏計画」（広域行政圏計画）は、昭和44年3月に圏域の構成市町村による桜井宇陀市町村圏協議会発足時に策定されたもので、昭和45年からの第1次計画以降、10年毎の見直しを含め、この計画により広域ネットワークの整備のための施策の推進や広域事務処理のシステムづくりの実現に向けて、地域の動向と新しい時代の進展に対応しながら魅力ある圏域づくりを進めてきた。広域連合設立により当協議会は解消したが、第4次計画が終了するまで計画は継続されてきた。

② ふるさと市町村圏計画

「桜井宇陀ふるさと市町村圏計画」は、地域特性をいかした個性豊かな活力ある圏域づくりの実現のために必要な様々なソフト事業の実施により、圏域の活性化と一体的な発展を図ることを目標に広域連合が平成10年3月に策定したもので、この財源として桜井宇陀ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）の運用益を充てることとした。

なお、①②の2つの計画は、平成21年3月に国において広域行政圏計画策定要綱

並びにふるさと市町村圏推進要綱が廃止されたことに伴いその役割を終え、これまでの理念などは広域計画の中に継承することとし、[5つの基本方針]・[ふるさと振興事業の基本方針] という形で盛り込まれている。

(3) 基金について

広域連合設置にあたり平成8・9年度の2か年にわたり構成市町村からの出資金9億円と奈良県からの補助金1億円の計10億円を基金として積み立てた。その後、平成20年1月の総務省自治行政局発事務連絡「ふるさと市町村圏基金の取り扱いについて」により基金元金を取り崩すことが可能となったことを受け、平成23年3月に6億7800万円を取り崩し構成市村に返還しており、現在の基金は3億2200万円となっている。

2、基本的な考え方（趣旨）

(1) 圏域の基本方針に関すること

この圏域は、山・川と澄んだ空気といった豊かな自然と共生し、多彩な観光資源及び記紀・万葉の歴史的遺産に恵まれ、高い技術蓄積と豊富な人材、良好な住環境と高い文化水準を擁しており、圏域全体の持つポテンシャルは極めて高いものがある。

これらの圏域特性と既存ストックを最大限に活用し、高齢化、価値観の変化の多様化、環境問題への対応、成熟化、高度技術化、高度情報化、自然や歴史・文化との調和、多様な主体の参加と連携、国際化といった新たな社会潮流に適切に対応していくものとする。

また、圏域は、4つの個性あふれる市村で構成されており、それぞれの個性を生かしつつ、連携をより強めることにより、圏域全体として調和のとれた魅力ある地域形成をめざすものとする。さらに、大阪都市圏に近接している立地特性を生かして、大都市と有機的に連携しつつ、多自然居住地域での高質の暮らしづくりの先導的な役割を発揮しうる圏域の創造に取り組むこととする。

[5つの基本方針]

上記の方針を実現するため、「生活基盤整備」、「生活環境整備」、「教育・文化振興」、「健康福祉の充実」、「産業の振興」の5つの視点から次の柱を掲げる。

- ① それぞれの個性を生かしながら高質の生活機能を整えた、魅力ある地域の形成をめざして
- ② 人間と自然が共生していく技術とシステムを取り入れ、資源循環型の地域づくりを進め、ゆとりが感じられる生活環境を整えた広域行政圏の形成をめざして
- ③ 個性豊かな地域文化やスポーツを介して人々の交流を深め、新しい文化を育む地域の形成をめざして
- ④ 圏域の連携を基調に、全ての人々が生き生きと暮らし、ゆとりと安らぎが享受できる健康福祉の充実した地域の形成をめざして

- ⑤ 圏域の財産である自然環境と農林水産品との複合化によって都市圏の人々との交流を深め、持続性のある観光産業を基軸とした地域の形成をめざして

これらの基本方針に基づき、広域連合及び構成市村は諸施策を推進するものとする。そのため圏域に広範に分布している様々な地域資源を掘り起こし、それらを積極的に活用することにより、自立的な圏域の確立に努めることとする。

(2) 広域連合と構成市村の役割（構成市村との連携）について

広域連合は、広域行政を円滑に推進していくために、調整機能や計画機能の充実に努めることとし構成市村は、広域計画の諸政策を総合計画に反映させる等の役割を担うものとする。

さらに、広域連合は、広域計画において広域行政として取り組むこととされている事項について推進を図るものとする。

(3) ふるさと振興事業の基本方針に関すること

広域連合は、広域計画の基本方針に基づき、圏域内外の住民交流の活発化、圏域住民としての意識の醸成を目指し、相互発見、相互評価、相互理解の機会の拡大に努めるものとする。

そのため、ふるさと振興事業を実施することによる圏域の将来像を「緑の風吹く健やかでくらしよい文化圏 桜井宇陀」とし、基本方針として次の3本の柱を設定する。

[ふるさと振興事業の基本方針]

- ① 人と人、人と自然、人と歴史文化が交流する圏域
- ② 世代を問わず、心身ともに健康で明るく生き生きと過ごすことのできる圏域
- ③ それぞれの市村固有の文化を生かしつつ、それぞれの課題を共有化できる圏域

これらの基本方針に基づき、広域連合及び構成市村はソフト事業施策を体系的に展開するものとする。

3、広域連合に関する事務について

(1) 構成市村の広域連携が必要な事業の実施に係る連絡調整の事務に関すること

広域連合は、変化する社会情勢に伴い、広域的に対応すべき課題に迅速に対応するために、新たな広域連携が必要な事業について構成市村と連絡・調整を行い、調査研究を進めるものとする。

(2) ふるさと振興事業の実施に関し、広域連合又は構成市村が処理する事務に関すること

① ふるさと振興事業の推進

広域連合は、基金の果実（運用益）を活用し、広域行政の観点から、広域観光イ

ベントなどの広域観光事業、スポーツの普及にむけた教室など健康づくりスポーツ関連事業、物産展などの地場産業振興事業、図書館ネットワークなど知的活動の向上事業、さらには民間活力の導入による共催事業等を構成市村との密接な連携と分担のもとに積極的に推進するものとする。

また、構成市村は、ソフト事業の実施に当たっては、広域連合に積極的に協力する役割を担うものとする。

② 基金の設置・管理

広域連合は、構成市村の出資及び奈良県からの補助により基金を設置するものとする。

広域連合は、基金の運用方法については、定期的に見直し、最も確実かつ有利な方法によって保管するものとする。

なお、ふるさと振興事業及び基金管理等に係る出資金の取扱いについては、今後調整するものとする。

また、構成市村の財政が好転した時は、先に取り崩した基金を再積立することとし、今後、その実現に向け努力するものとする。

(3) 介護保険法に基づく事務に関し、広域連合又は構成市村が処理する事務に関すること

① 介護認定審査会の設置・運営

広域連合は事務処理の平準化を図るとともに、審査委員の確保や圏域住民に対する公平中立な事務処理が行いやすく、また、効率化による経費の削減も図れることから、介護保険法に基づく事務のうち、要介護認定、要支援認定に関する審査判定業務等についての介護認定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会の審査判定業務が円滑に進むよう運営を行うものとし、構成市村は積極的に協力するものとする。

② 要介護認定・要支援認定等の業務

介護保険制度が全国的な社会制度によって運営される趣旨から、広域連合で取り組む審査会の運営に当たり公正な審査基準で行なわれるよう審査会の委員の研修や県並びに構成市村との連携を密にする。なお、審査会の審査及び判定結果の通知に基づき広域連合が判定業務を行うものとし、構成市村は密接な連携のもとに積極的に協力する役割を担うものとする。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務に関し、広域連合又は構成市村が処理する事務に関すること

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく市町村審査会の設置・運営

広域連合は事務処理の平準化を図るとともに、審査委員の確保や圏域住民に対する公平中立な事務処理が行いやすく、また、効率化による経費の削減も図れること

から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、審査判定業務等についての障害支援区分認定審査会を設置し、審査会の審査判定業務が円滑に進むよう運営を行うものとし、構成市村は積極的に協力するものとする。

4、広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、原則として、令和3年度から令和7年度までの5ヵ年とする。その後、5年単位として計画期間満了前に見直しを行うものとする。

ただし、構成市村の協議により事務の追加等の変更が生じた場合など桜井宇陀広域連合長が必要と認めたときは、議会の議決を経て改定をすることができるものとする。